



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 大王製紙株式会社
代表者名 取締役社長 佐光 正義
コード番号 3880 東証第一部
問合せ先 執行役員総務本部長 田中 幸広
TEL 03-6856-7624

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 105 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社グループの事業内容の多様化と今後の展開に備えるため、現行定款第 3 条（目的）の一部追加を行うものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日に「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が施行され、責任限定契約を締結できる会社役員（取締役）の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 25 条（取締役の責任免除）第 2 項および第 33 条（監査役の責任免除）第 2 項に所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第 25 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記のほか、規定の新設に伴う号数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日（水）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日（水）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(5) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>(6)～(20) (条文省略)</p> <p>第4条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(6) 化学薬品の製造、加工並びに売買</u></p> <p>(7)～(21) (現行どおり)</p> <p>第4条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

第26条～第32条 (条文省略)

(監査役の責任免除)

第33条 (条文省略)

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
- ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第34条～第37条 (条文省略)

第26条～第32条 (現行どおり)

(監査役の責任免除)

第33条 (現行どおり)

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
- ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第34条～第37条 (現行どおり)